

# 小牧市地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

## II 愛知県地域防災計画の修正に伴う修正

### II-1 愛知県の取り組みに係る修正事項

#### 1 市町村防災支援システムの運用

○市町村の災害対応業務を支援（市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化など）することを目的に平成30年6月1日から運用開始された「市町村防災支援システム」について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 3
■地震編	第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

#### 2 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

○携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi\_Free\_Wi-Fi の活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。（第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴う修正）

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策	p 4
■地震編	第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策	

#### 3 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

○重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震編	第2編 第2章 建築物等の安全化	p 5
------	------------------	-----

## II-2 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

### 1 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

○平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び、記載の追加をする。

#### <主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	p 6
■地震編	第2編 第6章 避難行動の促進対策	

## III 市の取り組みに係る修正事項

### 1 小牧市避難所開設運営マニュアルの改定について

○災害時の避難所で活用できるような標準的なマニュアルである「小牧市避難所開設運営マニュアル」を令和元年10月にアレルギー疾患を持つ方、聴覚障がい者の方、外国人の方、ペット同伴者の方への対応について改定したので、記載の追記を行う。

#### <主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	p 7
■地震編	第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	

### 2 職員初動体制マニュアルの改定について

○災害が発生した場合、又は発生する可能性がある場合に、被害の防止や軽減のために活動する市職員の初動対応等のマニュアルである「職員初動体制マニュアル」を令和元年10月に台風の接近に伴う事前防災行動計画（タイムライン）について改定したので、記載の追記を行う。

#### <主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 8
------------	----------------------------------	-----

## IV その他の軽微な修正事項

### 1 組織改正に伴う修正

○令和元年度に新設された課等の名称を変更するなど、必要な修正を行う。

## IV 主な修正の内容

### II-1-1 市町村防災支援システムの運用

<b>&lt;主な修正箇所&gt;</b>	
■風水害・原子力等編	第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震編	第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<b>&lt;新旧対照表&gt;</b>	
■風水害・原子力等編	p 7
■地震編	p 5

#### ■風水害・原子力等編

##### 第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成30年11月修正）	修正案
<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>2 市、防災関係機関における措置 (略) (追加)</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>2 市、<u>県及び防災関係機関</u>における措置 (略) (8) 防災情報システムの整備 県は、<u>防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを</u>目指し、<u>市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p>

#### ■地震編

##### 第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

## Ⅱ－１－２ 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

### <主な修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策
- 地震編 第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

### <新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 23, 24
- 地震編 p 18

### ■風水害・原子力等編

#### 第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策

現行（平成30年11月修正）	修 正 案
<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>
<p><b>3 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p>	<p><b>3 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>

### ■地震編

#### 第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

## Ⅱ－１－３ 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

### ＜主な修正箇所＞

■地震編 第2編 第2章 建築物等の安全化

### ＜新旧対照表＞

■地震編 p 2, 3

#### ■地震編

#### 第2編 第2章 建築物等の安全化

現行（平成30年11月修正）	修正案
<p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p>	<p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>1 県及び市における措置</b></p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、<u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進すること</u>で、<u>対象建築物の耐震性向上を図る。</u></p>
<p><b>第4節 文化財の保護</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第4節 文化財の保護</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 重要文化財の耐震対策</b></p> <p><u>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u></p> <p><u>(1)耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u></p> <p><u>(2)対処方針の作成・提出</u></p> <p><u>(3)耐震対策推進の周知徹底</u></p> <p><u>(4)補助事業における耐震予備診断の必須</u></p> <p><u>(5)耐震予備診断実施の徹底</u></p> <p><u>(6)県の指導・助言</u></p>

## Ⅱ-2-1 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

### <主な修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項  
第2編 第8章 避難行動の促進対策
- 地震編 第2編 第6章 避難行動の促進対策

### <新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 1, 7
- 地震編 p 5

#### ■風水害・原子力等編

##### 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

現行（平成30年11月修正）	修正案
<b>第2節 重点を置くべき事項</b>	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>
<p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p><b>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b></p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等の判断基準等の明確化</u>、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p><b>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b></p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>

#### ■地震編

##### 第2編 第6章 避難行動の促進対策

現行（平成30年11月修正）	修正案
<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>
○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u>	○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</u>

#### ■風水害・原子力等編

##### 第2編 第8章 避難行動の促進対策

※ 地震編と同様の修正を行う。

### Ⅲ－１ 小牧市避難所開設運営マニュアルの改定について

#### <主な修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震編 第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

#### <新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 21, 22
- 地震編 p 16

#### ■風水害・原子力等編

##### 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成30年11月修正）	修 正 案
<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>
<p><b>1 市における措置</b></p> <p>（略）</p> <p>（4）避難所の運営</p> <p>（略）</p> <p>ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営  <u>県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、</u>                      避難所の円滑な運営を図ること。</p> <p>（略）</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援                      給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他                      当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活                      支援にあつては、公平に行うことを原則として、                      適切迅速な措置をとること。                      なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食                      べられないものがある者について、「愛知県避難                      所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>（略）</p> <p>サ ペットの取扱                      避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、                      「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、                      飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周                      知・徹底を図る。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>（略）</p> <p>（4）避難所の運営</p> <p>（略）</p> <p>ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営  <u>「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市</u>  <u>避難所開設運営マニュアル」に基づき、</u>避難所の                      円滑な運営を図ること。</p> <p>（略）</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援                      給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他                      当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活                      支援にあつては、公平に行うことを原則として、                      適切迅速な措置をとること。                      なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食                      べられないものがある者について、「愛知県避難                      所運営マニュアル」<u>及び「小牧市避難所開設運営</u>  <u>マニュアル」を参考に</u>配慮すること。</p> <p>（略）</p> <p>サ ペットの取扱                      避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、                      「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、                      飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周                      知・徹底を図る。<u>「愛知県避難所運営マニユアル」</u>  <u>及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を</u>                      参考に配慮すること。</p>

#### ■地震編

##### 第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

## Ⅲ－２ 職員初動体制マニュアルの改定について

### <主な修正箇所>

- 風水害・原子力等編 第2編 第7章  
 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### <新旧対照表>

- 風水害・原子力等編 p 6, 7

### ■風水害・原子力等編

#### 第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成30年11月修正）	修 正 案
<b>第1節 交通関係施設対策</b>	<b>第1節 交通関係施設対策</b>
<p><b>2 市、防災関係機関における措置</b></p> <p>(3) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>	<p><b>2 市、県及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(3) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。<u>なお、市職員は職員初動体制マニュアルの事前防災行動計画（タイムライン）等に基づき、災害対応を実施すること。</u></p>